

平成 21 年度 第 1 回 木津川上流管内河川レンジャー(試行)会議 議 事 要 旨

(開催要領)

開催日時：平成 21 年 7 月 13 日(月) 18:30～

開催場所：名張産業振興センター (アスパア) 4F 会議室 D

(議事次第)

1. 開会の挨拶
2. 懇談会からの提言について
3. 河川レンジャー年間活動計画の決定について
4. その他
5. 閉会の挨拶

(議事内容)

1. 開会

はじめに、事務局より配布資料の確認ならびに出席委員の紹介が行われ、近畿地方整備局木津川上流河川事務所 橋本副所長からレンジャー会議開催に際しての挨拶が行われた。

続いて、レンジャー会議の座長を昨年度に引き続き西河川レンジャーに就任いただくことが承認された。

2. 懇談会からの提言について

西座長の議事進行のもと、はじめに、事務局より平成 20 年度第 3 回懇談会の議事結果(参考資料)に基づく懇談会からの提言(平成 21 年 7 月 10 日付承認)について報告(資料-1)が行われ、続いて平成 20 年度第 3 回懇談会にて承認された平成 21 年度の実施スケジュールについて一部工程の見直しについて説明が行われ、決定された。

3. 河川レンジャー年間活動計画の決定について

西座長の議事進行のもと、西・廣岡両河川レンジャーより、平成 21 年度の河川レンジャー年間活動計画の説明(資料-2)が行われた。

本議題に関しての委員の主な意見は以下のとおりとし、それらを踏まえ、計画への追加等を行うとともに今後の計画への検討事項とすることで平成 21 年度河川レンジャー年間活動計画は決定された。

○昨年度の活動への参加状況はどうであったか。

→ 多くの参加を得られた活動もあったが、ほとんどの活動でそれほど多くの参加を得られなかったのが現状である。情報交換会等の中で参加された方からの意見もいただい

ているところではあるが、効果的な広報手法を考えていかなければならない。

また、昨年度は木津川上流河川事務所 HP を中心に広報を行ったが、HP へのアクセス数を増やす仕組みが必要ではないか。

- 自治体等への PR が不足しているため、積極的に実施していきたい。
- 先行事例である淀川管内河川レンジャーからの情報提供をいただいて参考にしていきたい。
- 広報ツールとして市のケーブルテレビやラジオ等の活用を検討していきたい。

○内容として少し「遊び」の部分が多く、「清掃活動」等を取り入れることが望ましい。

- 計画している各活動内に清掃活動を組み込む形で実施していきたい。
- 収集したゴミの回収等について自治体からの協力をいただきたい。

○自治体教育プログラムへの組み込みは前年度中に検討する必要があるが、現在の計画では、それらの内容を反映させていないが、平成 22 年度を視野に入れ、今後、計画の追加等を検討していきたい。

○直轄区間外等での活動において、漁業共同組合との調整はどのように行ったらよいか。

- 事務局からも事業説明等の調整を実施する。

○「木津川 川下り・カヌー体験」について、現地調査等は実施されているのか。

- 現地調査は実施しており、危険な箇所も把握できている。それらを含めて参加者に知っていただきたい。

○「いかだ作り体験」等の活動で製作物はどのように処分するのか。

- 現在計画中にはあるが、基本的に河川レンジャーで処分することを考えている。
また、必要な物品等の借用について自治体等からも協力をいただきたい。

○「野鳥観察会」について、季節的な状況変化を把握することが望ましい。

- 現計画に季節を配慮した計画の追加を検討していきたい。

○他河川(流域)との交流を含めた活動については、実施時期、内容、場所等の詳細を今後、事務局と調整を図り実施していきたい。

○各活動を実施する上で、安全面には特に留意していただきたい。

4. その他

事務局の議事進行のもと、当日参加していただいた一般の傍聴者より上記の各議事に関するご意見をいただいた。

一般の傍聴者からのご意見は以下のとおり。

○提言にもある上下流交流について、淀川管内河川レンジャーの中でも他流域の河川レンジャーとの交流を行っていく必要があるとの意見をいただいております。今後、積極的に協力していきたい。(淀川管内河川レンジャー関係者)

5. 閉会

木津川上流河川事務所 管理課 荘川課長より閉会の挨拶が行われ、「平成 21 年度 第 1 回 木津川上流管内河川レンジャー(試行)会議」を閉会した。

平成 21 年度 第 1 回 木津川上流管内河川レンジャー(試行)会議

次 第

日時：平成 21 年 7 月 13 日(月) 18:30～

場所：名張産業振興センター (アスパア) 4F 会議室 D

1. 開会の挨拶
2. 懇談会からの提言について
3. 河川レンジャー年間活動計画の決定について
4. その他
5. 閉会の挨拶

木津川上流管内河川レンジャー
河川レンジャーのよりよい活動に向けた提言について

木津川上流管内河川レンジャー制度は、平成 20 年 3 月の懇談会の発足以来、各種会議等の開催を経て、平成 20 年 10 月に木津川上流管内で初めてとなる 2 名の河川レンジャーが誕生しました。

同 12 月からは河川レンジャーによる試行活動として、地域の住民の方々を対象に環境学習や歴史・文化の普及活動等が実践され、住民の方々の河川への関心を高めていただく等、活動初年度として一定の評価が得られたものと考えられます。

さらに、今後の運用として、昨年度末に開催された第 3 回の懇談会において、同レンジャー会議から本事業のさらなる拡大と河川レンジャー活動の充実を目指した平成 21 年度の事業計画についての報告がありました。

懇談会は、地域連携を目指したこれらの計画の推進に大いに期待しているところではありますが、今後の河川レンジャーのよりよい活動に向けて以下の提言をします。

平成 21 年 7 月 10 日

木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会

提 言

1. 年間を通じての活動期間の確保に向けた仕組みづくり

河川レンジャーの活動において、川に直接触れる体験活動や外来種の群落調査等、屋外での活動は、春から夏にかけて実施できることが望ましい。

また、河川レンジャーを活かした地域連携を実現させるためには、管内の自治体との連携・協働が不可欠であり、河川レンジャー活動の教育プログラムへの組み込みやまちづくり等との連携を進めるにあたっては、前年度中に計画を決定しておく必要がある。

このため、レンジャー会議は、河川レンジャー活動を通年実施できる運営(各種会議の開催等)と事業執行のあり方を検討することが望まれる。

2. 地域住民の意見やニーズへの適切な対応

河川レンジャーの役割の一つとして、淀川水系河川整備計画でも位置づけられているように、住民の意見の聴取や河川にかかわるニーズの収集があり、これは地域住民と行政とをつなぐ非常に重要な役割である。

河川レンジャーは、活動を通してアンケート調査等の実施により住民からの意見やニーズを収集し、行政は、これらに対しホームページやニュースレターを活用して適切に説明することが望まれる。

3. 上下流交流

河川の水質等の問題に対しては、上下流を一体として考え、それぞれが統一した意識を共有する必要がある。このため淀川管内河川レンジャー等との交流を深め、共同して活動する機会を設けることが望まれる。

木津川上流管内河川レンジャー(試行) 年間活動計画

- ①活動の実施予定日時をご記入下さい。 ②活動名(仮称可)をご記入下さい。 ③活動の目的を具体的にご記入下さい。
 ④主な活動内容をご記入下さい。 ⑤活動予定場所をご記入下さい。 ⑥参加予定者をご記入下さい。
 ⑦予定する募集方法(媒体含む)をご記入下さい。 ⑧活動に必要な支援があればご記入下さい。 ⑨参考費用をご記入下さい。(内訳は別添可)

河川レンジャー氏名	西 祐治
-----------	------

①活動実施予定日時	②活動名(仮称可)	③活動目的 ④活動内容	⑤活動予定場所	⑥参加予定者 ⑦募集方法	⑧活動に必要な支援	⑨概算費用 (万円)
平成21年7月25日(土) 12:00~16:00 (4時間)	木津川 川下り・カヌー体験 ※廣岡、西共同活動	(活動目的) 実際に川の中に入り、川を歩く体験から、川の危険な所を知り、自分の身を守るにはどうすればいいのかを体験から学ぶ。 また、カヌー体験から川に遊ぶ楽しさも感じ取る。	依那古地区(沖) 木津川河川敷 ※県管轄河川	(参加予定者) 伊賀市、名張市 小中学生と保護者 30名程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依那古体験隊協力 ・ カヌー賃貸 ・ 漁協協力要請 	15万円
		(主な活動内容) <ul style="list-style-type: none"> ・ 伊賀市依那古地区から猪田地区の木津川を歩く(約2km)。 ・ カヌー、ボートでの川遊びを体験する。 ・ 川の中の様子も覗き見て、川底の様子や魚達の観察を行う。 		(募集方法) <ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット ・ チラシ 		
平成21年8月 9:00~13:00 (4時間)	比奈知ダム見学と 水生生物調査	(活動目的) 比奈知ダム見学で堤体内の見学とダムの目的・役割を学習する。 また、下流域での水生生物を調査し、自然観察を行う。	比奈知ダム 親水公園もしくは 名張川流域	(参加予定者) 伊賀市、名張市 小中学生と保護者 30名程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 比奈知ダム管理事務所協力要請 ・ 移動バスチャーター 	未定
		(主な活動内容) <ul style="list-style-type: none"> ・ 比奈知ダム見学学習 ・ 水生生物調査 		(募集方法) <ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット ・ チラシ 		

木津川上流管内河川レンジャー(試行) 年間活動計画

①活動実施予定日時	②活動名(仮称可)	③活動目的 ④活動内容	⑤活動予定場所	⑥参加予定者 ⑦募集方法	⑧活動に必要な支援	⑨概算費用 (万円)
平成21年9月 9:00~12:00 (3時間)	いかだ作り体験	(活動目的) 竹・木・牛乳パック・ペットボトルでのいかだ作りを体験し、川とのふれあいのきっかけを作る	上野遊水地集中管理センター資料室 木津川・服部川合流域	(参加予定者) 伊賀市、名張市 小中学生と保護者 30名程度	・ 資材確保 ・ 指導者確認	未定
		(主な活動内容) ・ いかだ作り ・ 実際に川へ入り浮かべてみる		(募集方法) ・ インターネット ・ チラシ		
平成21年10月 9:00~17:00 (8時間)	B i y oセンター自然観察会	(活動目的) 琵琶湖・淀川水質浄化共同浄化センターに協力要請の上、琵琶湖の自然や水質について学習し、木津川との違い、環境保護の大切さを学ぶ	滋賀県草津市 B i y oセンター 琵琶湖博物館	(参加予定者) 伊賀市、名張市 小中学生と保護者 30名程度	・ B i y oセンター 協力要請 ・ 移動バスチャーター	10万円
		(主な活動内容) ・ B i y oセンター見学での自然・環境学習。 ・ 琵琶湖博物館見学		(募集方法) ・ インターネット ・ チラシ		
平成21年11月 13:00~16:00 (4時間)	川を通した体験活動の報告会 ※廣岡、西共同活動	(活動目的) 川を通した体験活動の事例を発表し川遊びの大切さ、楽しさ、危険を教師及び行政の人々に認識してもらう。	上野遊水地集中管理センター資料室	(参加予定者) 河川関係活動団体 教職員 P T A関係者 行政関係者	・ 活動団体参加要請 ・ 教職員組合調整 ・ P T A関係調整 ・ 行政関係調整	不明
		(主な活動内容) ・ 木津川上流域で活動している体験型市民団体や環境グループに活動報告意見交換会		(募集方法) ・ インターネット ・ チラシ		

木津川上流管内河川レンジャー(試行) 年間活動計画

①活動実施予定日時	②活動名(仮称可)	③活動目的 ④活動内容	⑤活動予定場所	⑥参加予定者 ⑦募集方法	⑧活動に必要な支援	⑨概算費用 (万円)
平成21年12月 9:00~13:00 (4時間)	野鳥観察会と食文化学習	(活動目的) 冬季の野鳥観察と魚達の生態を学ぶと共に、川魚を試食し、食文化を学ぶ ※ 昨年度、名張市で実施の野鳥観察会の実施 ※ 〃、伊賀市で実施の食文化学習の2回目	上野遊水地集中管理センター資料室 長田橋周辺遊水地	(参加予定者) 伊賀市、名張市 小中学生と保護者 住民自治関係者 20名程度	・野鳥の会講師依頼 ・漁協協力要請	10万程度
		(主な活動内容) ・野鳥観察会の実施 ・川魚料理試食での食文化学習		(募集方法) ・インターネット ・チラシ		
別途調整	下流域 木津川地区 河川レンジャー活動交流	(活動目的) 下流域での河川レンジャーの活動交流を行い、活動についての意見交換や実際の活動に参加させてもらい、下流域の様子や、上流域との違いを観察する。	木津・笠置から 淀川域で調整	(参加予定者) 伊賀市、名張市 小中学生と保護者 住民自治関係者 20名程度	・淀川河川レンジャー 調整と参加申込み	未定
		(主な活動内容) ・活動情報を入手し、別途調整		(募集方法) ・インターネット ・チラシ		
年間活動	河川状態 定点観測	(活動目的) 木津川、名張川の数ヶ所を決め、写真撮影での定点観測を行い、年間を通じた河川状態を把握すると共に、河川状態の記録を残す。	木津川・名張川	(参加予定者) レンジャーでの活動	-	未定
		(主な活動内容) ・定点決めでの写真記録撮影 ・植生調査(アレチウリ、外来種等)		(募集方法) -		

木津川上流管内河川レンジャー(試行) 年間活動計画

- ①活動の実施予定日時をご記入下さい。 ②活動名(仮称可)をご記入下さい。 ③活動の目的を具体的にご記入下さい。
 ④主な活動内容をご記入下さい。 ⑤活動予定場所をご記入下さい。 ⑥参加予定者をご記入下さい。
 ⑦予定する募集方法(媒体含む)をご記入下さい。 ⑧活動に必要な支援があればご記入下さい。 ⑨参考費用をご記入下さい。(内訳は別添可)

河川レンジャー氏名	廣岡 伸幸
-----------	-------

①活動実施予定日時	②活動名(仮称可)	③活動目的 ④活動内容	⑤活動予定場所	⑥参加予定者 ⑦募集方法	⑧活動に必要な支援	⑨概算費用 (万円)
平成21年7月25日(土) 12:00~16:00 (4時間)	木津川 川下り・カヌー体験 ※廣岡、西共同活動	(活動目的) 実際に川の中に入り、川を歩く体験から、川の危険な所を知り、自分の身を守るにはどうすればいいのかを体験から学ぶ。 また、カヌー体験から川に遊ぶ楽しさも感じ取る。	依那古地区(沖) 木津川河川敷 ※県管轄河川	(参加予定者) 伊賀市、名張市 小中学生と保護者 30名程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依那古体験隊協力 ・ カヌー賃貸 ・ 漁協協力要請 	15万円
		(主な活動内容) <ul style="list-style-type: none"> ・ 伊賀市依那古地区から猪田地区の木津川を歩く(約2km)。 ・ カヌー、ボートでの川遊びを体験する。 ・ 川の中の様子も覗き見て、川底の様子や魚達の観察を行う。 		(募集方法) <ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット ・ チラシ 		
平成21年8月 9:30~13:30 (4時間)	源流沢登り体験	(活動目的) 源流流域を散策し、景色や水質、温度、流れなどを沢登りの中から、体感する。 また、溪流での川遊びと滝登りを体験する。	服部川上流 馬野川溪谷	(参加予定者) 伊賀市、名張市 小中学生と保護者 30名程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大山田地区 自然とゆかいな 仲間たち協力 ・ 漁協協力要請 ・ 馬野地区調整 	未定
		(主な活動内容) <ul style="list-style-type: none"> ・ 源流に近い溪流での沢歩き、シャワークライミング、滝壺ジャンプなど ・ 川の流れの中に身を置いたときの身の安全確保も体験する。 		(募集方法) <ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット ・ チラシ 		

木津川上流管内河川レンジャー(試行) 年間活動計画

①活動実施予定日時	②活動名(仮称可)	③活動目的 ④活動内容	⑤活動予定場所	⑥参加予定者 ⑦募集方法	⑧活動に必要な支援	⑨概算費用 (万円)
平成21年9月 9:00~12:00 (3時間)	大人の川遊び体験 (指導者育成研修)	(活動目的) 自然に関心があり、地域や学校で水生生物調査や観察会を実施したい人を対象に簡単に出来る調査法等の研修会を開催し、地域で子ども達に生物の住む自然のすばらしさを伝える事のできる人材を育成する。	上野遊水地集中管理センター資料室	(参加予定者) 河川関係活動団体 教職員 PTA関係者	・RAC他協力要請	不明
		(主な活動内容) ・ 開催方法から運営の研修 ・ 生物調査の方法の学習 ・ 安全確保についての研修		(募集方法) ・ インターネット ・ チラシ		
平成21年10月 9:00~13:00 (4時間)	防災ディキャンプ	(活動目的) 河川氾濫などの有事の際の防災対応について学習すると共に、防災技術を学習する。	上野遊水地集中管理センター資料室	(参加予定者) 伊賀市、名張市 小中学生と保護者 住民自治関係者 30名程度	・ キャンプ協会他 協力要請 ・ 自治会協力要請	不明
		(主な活動内容) ・ 防災学習 ・ 防災時の非難対応、炊き出し方法などの学習		(募集方法) ・ インターネット ・ チラシ		
平成21年11月 13:00~16:00 (4時間)	川を通した体験活動の報告会 ※廣岡、西共同活動	(活動目的) 川を通した体験活動の事例を発表し川遊びの大切さ、楽しさ、危険を教師及び行政の人々に認識してもらう。	上野遊水地集中管理センター資料室	(参加予定者) 河川関係活動団体 教職員 PTA関係者 行政関係者	・ 活動団体参加要請 ・ 教職員組合調整 ・ PTA関係調整 ・ 行政関係調整	不明
		(主な活動内容) ・ 木津川上流域で活動している体験型市民団体や環境グループに活動報告 ・ 意見交換会		(募集方法) ・ インターネット ・ チラシ		

木津川上流管内河川レンジャー(試行) 年間活動計画

①活動実施予定日時	②活動名(仮称可)	③活動目的 ④活動内容	⑤活動予定場所	⑥参加予定者 ⑦募集方法	⑧活動に必要な支援	⑨概算費用 (万円)
平成21年12月 9:00~12:00 (3時間)	自然観察会	(活動目的) 普段何気なく見ている生物、植物の拡大写真を見ることにより機能や作り作用を観察し自然に興味を持ってもらう。	上野遊水地集中管理センター資料室 もしくは 名張市武道会館他	(参加予定者) 伊賀市、名張市 小中学生と保護者 住民自治関係者 20名程度	・ 観察用資材確保 ・ 講師調整	未定
		(主な活動内容) ファールフォトを使った生物、植物の拡大写真の撮影		(募集方法) ・ インターネット ・ チラシ		
平成22年1月	木津川意識調査アンケート	(活動目的) 現在ほとんどの子ども達は、木津川(川)と日常的な関係をもっておらず、川で遊んだ経験をもつ子供も少ない。また、経験がある小学生も水泳や水遊びとなると限られた人数である。子供たちは、川であそびみたい気持ちはあるが、親や教師はけがや事故が心配であり現状ではあまり川で遊ばせたくないようである。そんな意識調査を実施し、今後の河川整備及び活動に活かすため、人々の木津川への意識及び関心について現状を把握する。	-	(参加予定者) 伊賀市、名張市小学生	・ 教育委員会調整	未定
		(主な活動内容) 市内小学生及び保護者に川遊び等川についての意識調査のアンケートを実施する。		(募集方法) 学校を通じたアンケート 要請と集約		
年間活動	河川状態 定点観測	(活動目的) 木津川、名張川の数ヶ所を決め、写真撮影での定点観測を行い、年間を通じた河川状態を把握すると共に、河川状態の記録を残す。	木津川・名張川	(参加予定者) レンジャーでの活動	-	未定
		(主な活動内容) ・ 定点決めでの写真記録撮影 ・ 植生調査(アレチウリ、外来種等)		(募集方法) -		

木津川上流管内河川レンジャー(試行) 運営要領(案)

平成 21 年 7 月 13 日

木津川上流管内河川レンジャー(試行) 懇談会

運営要領(案)改訂	運営要領(案)改定理由
<p>木津川上流管内河川レンジャー(試行)運営要領(案)</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条-第4条)</p> <p>第2章 木津川上流管内河川レンジャー(第5条-第22条)</p> <p>第3章 木津川上流管内河川レンジャー懇談会(第23条-第36条)</p> <p>第4章 木津川上流管内河川レンジャー会議(第37条-第43条)</p> <p>第5章 木津川上流管内河川レンジャー推薦委員会(第44条-第50条)</p> <p>第6章 雑則(第51条)</p> <p>附則</p>	
<p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この運営要領(案)は、木津川上流河川事務所管内(以下「木津川上流管内」という。)において活動する木津川上流管内河川レンジャー(以下「河川レンジャー」という。)の運営について定めるものである。</p>	
<p>(河川レンジャーを運営する組織)</p> <p>第2条 河川レンジャーを運営する組織は、次の各号に掲げる組織をもって構成する。</p> <p>(1)木津川上流管内河川レンジャー懇談会(以下「懇談会」という。)</p> <p>(2)木津川上流管内河川レンジャー会議(以下「レンジャー会議」という。)</p> <p>(3)木津川上流管内河川レンジャー推薦委員会(以下「推薦委員会」という。)</p> <p>2 前項各号の組織は、木津川上流河川事務所長(以下「事務所長」という。)が設置する。</p> <p>3 第1項各号の組織を運営するために、木津川上流管内河川レンジャー事務局(以下「事務局」という。)を設置する。</p> <p>4 第1項各号の組織間の関係は、木津川上流管内河川レンジャー機構図に示すとおりとする。</p>	<p>字句の修正</p> <p>事務局の統一による改訂</p> <p>字句の修正</p>

運営要領(案)改訂	運営要領(案)改定理由
<p>5 事務所長は、第1項各号の組織を設置するに当たっては、必要に応じ、細則を別途定めるものとする。</p>	<p>字句の修正</p>
<p>(木津川上流管内河川レンジャー運営業務等)</p> <p>第3条 事務所長は、河川レンジャー及び前条第1項各号の組織を運営するために「木津川上流管内河川レンジャー運営業務(仮称)」(以下「運営業務」という。)の運営業務受託者と「委託契約」を行うものとする。</p> <p>2 前条第3項の事務局は、木津川上流河川事務所管理課並びに運営業務受託者とする。</p>	<p>字句の修正</p> <p>事務局の統一による改訂</p>
<p>(経費の負担)</p> <p>第4条 事務所長は、次の各号に掲げる経費等を実費負担するものとする。</p> <p>(1)河川レンジャーの活動に必要な経費及び備品等の購入等費用</p> <p>(2)懇談会、レンジャー会議、推薦委員会及び講座の開催運営費用</p>	
<p>第2章 木津川上流管内河川レンジャー</p> <p>(河川レンジャーの構成)</p> <p>第5条 河川レンジャーは、個人をもって構成する。</p>	
<p>(河川レンジャーの役割)</p> <p>第6条 河川レンジャーは、行政と住民との間に立って、防災学習や水防活動等の防災・減災を推進する活動、河川にかかわる環境学習等の文化活動や動植物の保全等の活動を実施するとともに、不法投棄の状況把握や河川利用者への安全指導など、河川管理者が責任を果たさなければならないもの以外で、比較的穏便で危険を伴わない範囲における河川管理上の役割を担い、河川と地域との良好な関係を構築する。</p>	<p>字句の修正</p>
<p>(河川レンジャーの活動範囲及び活動拠点)</p> <p>第7条 河川レンジャーの活動範囲は、木津川上流管内とする。</p> <p>2 河川レンジャーの活動拠点は、伊賀上野出張所構内にある上野遊水地集中管理センター資料室内に置く。</p>	<p>字句の修正</p> <p>施設名の変更による改訂</p>

運営要領(案)改訂	運営要領(案)改定理由
<p>(河川レンジャーの定員)</p> <p>第8条 河川レンジャーの定員は、若干名とする。</p>	
<p>(河川レンジャーの任命基準)</p> <p>第9条 河川レンジャーは、次の各号に掲げる条件を満たしている者から任命しなければならないものとする。</p> <p>(1) 木津川上流管内の住人又はこの地域に通勤、通学する満18歳以上の者であること。</p> <p>(2) 地域固有の情報や知識に精通していること。</p> <p>(3) 有能な河川レンジャーになれるよう日々熱意を持ち、自己研鑽や研修を惜しまないこと。</p> <p>(4) 講座を受講し、推薦委員会から河川レンジャーとして推薦されていること。</p> <p>(5) 公共施設の不正使用等の法令に違反する行為を行っていないこと。</p> <p>(6) 心身ともに健全で河川レンジャーとして活動できること。</p> <p>(7) この運営要領(案)を遵守できること。</p> <p>2 河川レンジャーは、前項各号に規定する条件を満たしているほか、次の各号に掲げる知識、経験及び資格等を有していることが望ましい。</p> <p>(1) 解説、通訳、啓発に関する技術(インタープリテーション技術)</p> <p>(2) コーディネートに関する知識と技術</p> <p>(3) 緊急時対応に関する知識</p> <p>(4) 危険予知及び回避などの安全確保や、安全教育に関する知識</p> <p>(5) 環境保全やまちづくりなどの豊富な市民活動の経験</p> <p>(6) 地域のスポーツ活動指導や青少年育成などの豊富な経験</p> <p>(7) 郷土史への精通</p> <p>(8) 川や水に関する豊富な知識や実務経験</p> <p>(9) 川の指導者(初・中・上級)としての経験</p> <p>(10) 自然観察指導員の資格</p>	<p>字句の修正</p>

運営要領(案)改訂	運営要領(案)改定理由
<p>3 河川レンジャーは、河川レンジャーとしての活動中において、宗教活動、政治活動及び営利活動並びにこれら行為と紛らわしい行為を行ってはならない。</p>	
<p>(河川レンジャー候補者の決定及び登録)</p> <p>第 11 条 河川レンジャーの候補者の決定は、第 30 条に規定する「木津川上流発見講座」(以下「発見講座」という。)及び「河川レンジャー養成講座」(以下「養成講座」という。)を共に受講し、第 33 条に規定する河川レンジャー希望者として登録後、第 36 条に規定するプレゼンテーションを行った者を対象として、推薦委員会が行うものとする。</p> <p>2 推薦委員会は、第 6 条に規定する河川レンジャーの役割、第 10 条に規定する河川レンジャーの活動内容及び第 37 条に規定する事業計画を考慮し、第 9 条に規定する河川レンジャーの任命基準に基づき、河川レンジャー候補者を決定する。</p> <p>3 推薦委員会は、河川レンジャー候補者を決定したときは、レンジャー会議に推薦するものとする。</p> <p>4 推薦委員会は、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」に基づき、河川レンジャー候補者に関する個人情報を必要かつ適切な安全管理措置を講じて取り扱うものとする。</p>	<p>字句の修正</p> <p>条数繰上げによる改訂</p> <p>条数繰上げによる改訂</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>削除</p> <p>5 推薦委員会は講座が設置されていないときは地元行政機関及び河川管理者からの紹介を受けた、河川レンジャーの希望者を対象として、本条第 1 項の規定に基づいて審査し、レンジャー会議に推薦するものとする。</p>
<p>(河川レンジャーの任命)</p> <p>第 12 条 レンジャー会議は、前条第 3 項に規定する河川レンジャー候補者の推薦を受けたときは審議し、その河川レンジャー候補者が、河川レンジャーとしてふさわしいと認められるときは、河川レンジャー予定者として決定し、事務所に報告するものとする。</p> <p>2 事務所長は、前項の報告により、河川レンジャー予定者を河川レンジャーとして任命できるものとする。</p>	<p>字句の修正</p>
<p>(河川レンジャーの解任及び辞任)</p>	

運営要領(案)改訂	運営要領(案)改定理由
<p>第13条 レンジャー会議は、河川レンジャーが次の各号に掲げる内容のいずれかに該当するときは、当該河川レンジャーを解任するための提案を事務所長に対して行うことができるものとする。</p> <p>(1)活動の意志がないと認められるとき</p> <p>(2)心身故障のため、活動の執行に堪えないと認められるとき</p> <p>(3)公序良俗に反し、河川レンジャーとしてふさわしくない行為があると認められるとき</p> <p>(4)活動中において宗教活動、政治活動、営利活動及びこれら行為と紛らわしい行為があると認められるとき</p> <p>(5)公共施設の不正使用等の法令に違反する行為があると認められるとき</p> <p>(6)その他この運営要領(案)に違反したと認められるとき</p> <p>2 事務所長は、前項の提案を受けたときは、解任の理由が妥当であると認められるときは、河川レンジャーを解任するものとする。</p> <p>3 レンジャー会議は、河川レンジャーから辞任の申し出を受けた場合は、事務所長に報告し、事務所長は当該河川レンジャーの辞任を了承する。</p> <p>4 事務所長は、第2項の解任又は第3項の辞任の了承を行ったときは、懇談会及び推薦委員会に報告するものとする。</p> <p>5 レンジャー会議は、第1項の規定に基づく提案を行うときは、事前に当該河川レンジャーに対して、不服申し立てによる弁明の機会を与えなければならない。</p>	<p>号数の変更</p> <p>号数の変更</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>
<p>(河川レンジャーの任期)</p> <p>第14条 河川レンジャーの任期は、任命された日から当該年度の3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>2 再任を行うに当たっては、レンジャー会議において妥当性を確認し、再任予定者として第12条第1項の報告を行うものとする。</p> <p>3 再任は2回までとし、再任期間は再任された日から当該年度の3月31日までとする。</p>	
<p>(年間活動計画の作成・提出・決定)</p>	

運営要領(案)改訂	運営要領(案)改定理由
<p>第 15 条 河川レンジャーは、年度ごとの年間活動計画(案)を作成し、活動前年度の 1 月末までにレンジャー会議に提出するものとする。</p> <p>2 レンジャー会議は、前項に規定する年間活動計画(案)の内容を審議し、河川レンジャーの活動としてふさわしいと認められるときは、年間活動計画として決定し、事務所に報告するものとする。</p> <p>3 河川レンジャーは、前項に規定する年間活動計画を変更できるものとする。ただし、変更が軽微な場合は事前に事務局の承諾を得ることとし、著しい変更の場合は前項により決定するものとする。</p>	<p>円滑な運営を図るための一部改訂</p> <p>円滑な運営を図るための一部改訂</p> <p>円滑な運営を図るための一部改訂</p>
<p>(活動報告)</p> <p>第 16 条 河川レンジャーは、活動の内容、経過及び結果等をレンジャー会議に報告しなければならない。</p> <p>2 河川レンジャーは、活動日誌を事務局に提出するものとする。</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>
<p>(河川レンジャーの身分)</p> <p>第 17 条 河川レンジャーの身分は、原則として、事務所長が委託契約した運營業務受託者からの委嘱者とする。</p>	
<p>(河川レンジャーの報酬等)</p> <p>第 18 条 河川レンジャーの報酬は月払いとし、河川レンジャーとしてふさわしい活動内容に対して支給するものとする。</p> <p>2 河川レンジャーの報酬月額、別に定める細則の規定によるものとし、活動内容に応じて報酬月額の増減を行う場合がある。</p> <p>3 交通費等は、細則の規定によるものとする。</p> <p>4 河川レンジャーとしての活動が月間中になく場合は、報酬を支給しない。</p> <p>5 河川レンジャーは、第 9 条に規定する任命基準に虚偽の申告が認められるとき又は第 13 条第 1 項第 3 号から第 6 号までに規定する解任事項が認められるときは、その行為のあった月まで遡り、報酬を全額返却しなければならないものとする。</p>	<p>字句の修正、第 13 条改訂に伴う改訂</p> <p>字句の修正</p>
<p>(経費及び報酬等の支払い)</p>	

運営要領(案)改訂	運営要領(案)改定理由
<p>第19条 第4条第1項に規定する経費、前条第2項に規定する報酬及び前条第3項に規定する交通費等は、運営業務受託者から河川レンジャーに支払われるものとする。</p> <p>2 河川レンジャーは、前項の支払いに当たっては、事務局が指定する様式に必要な事項を記載して、事務局に請求するものとする。</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>
<p>(保険の加入)</p> <p>第20条 河川レンジャーは、河川レンジャーとしての活動並びに第15条第2項及び第3項に規定する年間活動計画に基づく活動を行うに当たっては、事前に、本人及び当該活動参加者を対象とした傷害保険(レジャー保険等)に加入しなければならない。</p> <p>2 前項の傷害保険(レジャー保険等)への加入手続きは、運営業務受託者が責任を持って行うものとする。</p>	<p>第15条改訂に伴う改訂</p> <p>字句の修正</p>
<p>(事故の責任)</p> <p>第21条 河川レンジャーが、河川レンジャーとしての活動並びに第15条第2項及び第3項に規定する年間活動計画に基づく活動中に起こした第三者及び本人に対する事故の責任は、法律上適正な責任の範囲内で運営業務受託者が負うものとする。</p>	<p>第15条改訂に伴う改訂</p>
<p>(河川レンジャーへの支援)</p> <p>第22条 事務所長は、河川レンジャーの活動範囲や機会の拡大、活動に必要な物的及び人的支援、資質向上のための講習等の参加支援、民間交流の拡大、施設の利用等、河川レンジャーを支援するものとする。</p>	
<p>第3章 木津川上流管内河川レンジャー懇談会</p> <p>(懇談会の役割)</p> <p>第23条 懇談会は、レンジャー会議及び事務局からの報告及び提案を受けた事項に関する審議を行い、河川レンジャーのよりよい活動に向けて、その制度、支援のための方策、河川レンジャーのあり方、役割及び事業計画等について提言を行う。</p>	<p>事務局の統一による改訂、字句の修正</p>
<p>(懇談会の構成)</p>	

運営要領(案)改訂	運営要領(案)改定理由
<p>第24条 懇談会は、次の各号の会員をもって構成する。</p> <p>(1)学識経験者及び見識者 若干名</p> <p>(2)レンジャー会議座長</p> <p>(3)三重県 伊賀建設事務所長</p> <p>(4)独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所長</p> <p>(5)伊賀市 建設部長</p> <p>(6)名張市 都市整備部長</p> <p>(7)国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>官職指定</p> <p>官職指定</p> <p>官職指定</p> <p>官職指定</p> <p>事務局の統一による改訂(削除)</p> <p>2 懇談会の運営のために懇談会事務局を置く。</p>
<p>(懇談会の組織)</p> <p>第25条 懇談会の会員の委嘱は、前条第1項各号の会員の構成に基づき、運営業務受託者が行うものとする。</p> <p>2 会員の任期は、委嘱された日から当該年度の3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>3 補欠のため又は増員によって委嘱する会員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</p> <p>4 会員は、任期満了後においても、後任者が委嘱されるまでの期間は、その職務を継続する。</p> <p>5 懇談会に会務を総務する会長を置き、会員の互選によりこれを定める。</p> <p>6 懇談会に副会長を置き、会長の指名によりこれを定める。</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>削除</p> <p>7 会長は、会務を総務する。</p> <p>条数の変更</p> <p>8 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。</p> <p>9 前条第1項第1号を除く会員については、懇談会への代理出席を認めるものとする。</p>

運営要領(案)改訂	運営要領(案)改定理由
	10 懇談会は、会員総数の過半数の出席をもって成立し、出席会員の過半数をもって議決する。
<p>(懇談会の運営)</p> <p>第26条 懇談会は、年2回以上必要に応じて開催するものとする。</p> <p>2 懇談会は、会員総数の過半数の出席をもって成立し、出席会員の過半数をもって議決する。</p> <p>3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。</p> <p>4 前条第1項第1号を除く会員については、懇談会への代理出席を認めるものとする。</p> <p>5 会長は、必要があると認めるときは、懇談会に関係者の出席を求め、審議に参考となる説明又は意見を聴くことができる。</p>	<p>条数の変更</p> <p>条数の変更</p> <p>条数の変更</p> <p>項数繰下げによる改訂、字句の修正</p>
<p>(懇談会の情報公開)</p> <p>第27条 懇談会は、原則として、公開で行うものとする。</p> <p>2 事務所長は、懇談会を開催するに当たっては、事前に木津川上流河川事務所のホームページ等に開催の案内を掲示するものとし、懇談会の開催後には、先のホームページに議事要旨を掲載するものとする。</p>	
<p>(懇談会の開催)</p> <p>第28条 懇談会の開催は、事務所長が招集する。</p> <p>2 事務局は、原則として、懇談会を開催する日の2週間前までに、各会員に対し、開催日時、開催場所及び議事内容を記載した懇談会開催の通知をしなければならない。</p> <p>3 事務局は、原則として、懇談会資料を懇談会の開催日までに、各会員に対し、送付しなければならない。</p>	<p>事務局の統一による改訂、字句の修正</p> <p>事務局の統一による改訂、字句の修正</p>
	<p>事務局の統一による改訂(削除)</p> <p>第29条 懇談会事務局は、木津川上流河川事務所管理課及び運営業務受託者とする。</p>
<p>(講座の設置)</p> <p>第29条 懇談会に講座を置く。</p>	

運営要領(案)改訂	運営要領(案)改定理由
<p>(講座の構成)</p> <p>第 30 条 講座は、発見講座及び養成講座で構成する。</p> <p>2 発見講座は、木津川上流と河川レンジャーに関する基礎的知識及び共通認識を得るための講座とする。</p> <p>3 養成講座は、木津川上流に関する高度な知識及び河川レンジャーの活動技術を得るための講座とする。</p>	<p>事務局の統一による改訂(削除)</p> <p>4 講座の運営のために講座事務局を置く。</p>
<p>(講座の役割)</p> <p>第 31 条 講座は、河川に関心を持つ者及び河川レンジャーを目指す者を対象に「木津川上流を知り、木津川上流で遊び、木津川上流を考える」をテーマとした講義又は実習により、次の各号に掲げる目的を達成するものとする。</p> <p>(1) 木津川上流に関心を持ち、愛護する人材の育成</p> <p>(2) 河川レンジャーの基礎的知識及び共通認識並びに木津川上流に関する高度な知識の付与</p> <p>(3) 河川レンジャーとしての適正確認</p> <p>(4) 河川レンジャー希望者の登録</p>	
<p>(講座の受講要件)</p> <p>第 32 条 発見講座の受講者は、満 18 歳以上の者であって、講座開催の公募により受講を受け付けた者又は地元行政機関、自治会及び河川管理者からの紹介を受けた者とする。</p> <p>2 養成講座の受講者は、発見講座の受講を修了し、木津川上流管内の住人又はこの地域に通勤、通学する満 18 歳以上の者で、河川レンジャーとなることを希望する者とする。</p>	<p>字句の修正</p>
<p>(河川レンジャー希望者の登録)</p> <p>第 33 条 事務局は、「発見講座」及び「養成講座」を共に受講し、河川レンジャーとなることを希望する者を河川レンジャー希望者として登録を行う。</p>	<p>事務局の統一による改訂</p>

運営要領(案)改訂	運営要領(案)改定理由
<p>2 事務局は、河川レンジャー希望者の登録リストを作成し保管する。</p> <p>3 事務局は、河川レンジャー希望者に対し、登録証明書を発行する。</p> <p>4 河川レンジャー希望者の登録期間は登録された日から翌々年度の3月31日までとする。</p> <p>5 期間満了後、登録の更新を希望する者は、養成講座を再受講しなければならない。</p> <p>6 事務局は、登録期間が過ぎた河川レンジャー希望者の登録情報を抹消する。</p> <p>7 事務局は、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」に基づき、河川レンジャー希望者に関する個人情報を必要かつ適切な安全管理措置を講じて取り扱うものとする。</p>	<p>事務局の統一による改訂</p> <p>事務局の統一による改訂</p> <p>字句の修正</p> <p>事務局の統一による改訂</p> <p>事務局の統一による改訂、字句の修正</p>
<p>(講座の運営)</p> <p>第34条 講座は、原則として、年1回の開催とする。ただし、受講希望者数等により回数を増減できるものとする。</p> <p>2 講座の講師は、講義内容及び実習内容に応じて選任する。</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>
<p>(講座の開催)</p> <p>第35条 講座は、事務局が開催する。</p> <p>2 事務局は、講座の開催に当たっては、開催日時、開催場所及び講座内容の広報を行わなければならない。</p>	<p>事務局の統一による改訂</p> <p>事務局の統一による改訂、字句の修正</p>
<p>(プレゼンテーションの開催)</p> <p>第36条 第33条に規定する河川レンジャー希望者として登録した者で、河川レンジャー候補者を希望する者は、河川レンジャーとして行いたい活動の発表(プレゼンテーション)を行わなければならない。</p> <p>2 事務局は、プレゼンテーションの場を設置する。</p> <p>3 事務局は、プレゼンテーションの開催に当たっては、河川レンジャーの希望者に対し、開催日時、開催場所及び実施概要の通知をしなければならない。</p>	<p>条数繰上げによる改訂</p> <p>字句の修正</p> <p>事務局の統一による改訂</p> <p>事務局の統一による改訂、字句の修正</p>
	<p>事務局の統一による改訂(削除)</p> <p>第38条 講座事務局は、木津川上流河川事務所管理課及び運営業務受託者とする。</p>
<p>第4章 木津川上流管内河川レンジャー会議</p>	

運営要領(案)改訂	運営要領(案)改定理由
<p>(レンジャー会議の役割)</p> <p>第 37 条 レンジャー会議は、地域の特性に応じた河川レンジャー及び活動についての検討や河川レンジャーを運営する機関としての役割を担うことを目的として、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1)河川レンジャーの年間活動計画の決定、活動報告の受理及び事業計画の決定</p> <p>(2)河川レンジャーに対する助言・意見・支援</p> <p>(3)懇談会への報告・提案内容</p> <p>(4)河川レンジャーの任命、再任及び解任</p> <p>(5)その他必要と認められる事項</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>
<p>(レンジャー会議の構成)</p> <p>第 38 条 レンジャー会議は、次の各号の委員をもって構成する。</p> <p>(1)河川レンジャー 全員</p> <p>(2)三重県 伊賀建設事務所 事業推進室 流域課長</p> <p>(3)独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所 管理課長</p> <p>(4)伊賀市 建設部 道路河川課長</p> <p>(5)名張市 都市整備部 都市整備政策室長</p> <p>(6)国土交通省近畿地方整備局</p> <p style="padding-left: 40px;">木津川上流河川事務所 管理課長</p> <p style="padding-left: 80px;">伊賀上野出張所長</p> <p style="padding-left: 80px;">名張川出張所長</p> <p>(7)その他必要に応じて 若干名</p>	<p>字句の修正</p> <p>官職指定</p> <p>官職指定</p> <p>官職指定</p> <p>官職指定</p> <p>事務局の統一による改訂(削除)</p> <p style="padding-left: 40px;">2 レンジャー会議の運営のためにレンジャー会議事務局を置く。</p>
<p>(レンジャー会議の組織)</p> <p>第 39 条 レンジャー会議の委員の委嘱は、前条第 1 項各号の委員の構成に基づき、運営業務受託者が行</p>	<p>字句の修正</p>

運営要領(案)改訂	運営要領(案)改定理由
<p>うものとする。</p> <p>2 委員の任期は、委嘱された日から当該年度の3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>3 補欠のため又は増員によって委嘱する委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</p> <p>4 委員は、任期満了後においても、後任者が委嘱されるまでの期間は、その職務を継続する。</p> <p>5 レンジャー会議に会務を総務する議長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>6 レンジャー会議の議事進行のため、河川レンジャーの中から座長を選任できるものとし、委員の互選によりこれを定める。</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>条数の変更</p> <p>7 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。</p> <p>8 前条第1項第1号及び第7号を除く委員については、レンジャー会議への代理出席を認めるものとする。</p> <p>9 レンジャー会議は、委員の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。</p>
<p>(レンジャー会議の運営)</p> <p>第40条 レンジャー会議は、年2回以上必要に応じて開催するものとする。</p> <p>2 レンジャー会議は、委員の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。</p> <p>3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。</p> <p>4 座長が懇談会への出席が困難なとき、座長があらかじめ指名する河川レンジャーが代理出席しなければならない。</p> <p>5 前条第1項第1号及び第7号を除く委員については、レンジャー会議への代理出席を認めるものとする。</p> <p>6 議長並びに座長は、第36条に規定するプレゼンテーション及び第47条第3項に規定する推薦委員会を設置する意見を聴取する場に必ず出席しなければならない。ただし、正当な理由により出席</p>	<p>条数の変更</p> <p>条数の変更</p> <p>項数繰下げによる改訂</p> <p>条数の変更</p> <p>項数繰下げによる改訂、字句の修正、条数繰上げによる改訂</p>

運営要領(案)改訂	運営要領(案)改定理由
<p>が困難なときは、議長があらかじめ指名する委員が代理出席しなければならない。</p>	
<p>(レンジャー会議の情報公開及び守秘義務)</p> <p>第 41 条 レンジャ－会議は、原則として、公開で行うものとする。ただし、河川レンジャ－の任命・再任・解任にかかわる審議を行うとき及び第 13 条第 5 項に規定する弁明の機会を設けるときの個人情報にかかわる審議等を行う場合は非公開で行うものとする。</p> <p>2 レンジャ－会議の議事要旨及び配付資料を木津川上流河川事務所ホームページ等で公開する。ただし、非公開にかかわる部分は、前項の該当者のプライバシーを害する恐れのある情報を含まない議事要旨を公開する。</p> <p>3 レンジャ－会議及び事務局は、非公開にかかわる情報について、守秘義務を負うものとする。</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>事務局の統一による改訂</p>
<p>(レンジャ－会議の非公開会議にかかわる情報開示)</p> <p>第 42 条 レンジャ－会議の非公開にかかわる部分の情報開示を請求されたときは、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」に基づき、近畿地方整備局木津川上流河川事務所より開示する。</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>
<p>(レンジャ－会議の開催)</p> <p>第 43 条 レンジャ－会議の開催は、議長が招集する。</p> <p>2 事務局は、原則として、レンジャ－会議を開催する日の 2 週間前までに、各委員に対し、開催日時、開催場所及び議事内容を記載したレンジャ－会議開催の通知をしなければならない。</p> <p>3 事務局は、原則として、レンジャ－会議資料を懇談会の開催日までに、各委員に対し、送付しなければならない。</p>	<p>事務局の統一による改訂、字句の修正</p> <p>追加</p>
	<p>事務局の統一による改訂(削除)</p> <p>第 46 条 レンジャ－会議事務局は、木津川上流河川事務所管理課並びに運営業務受託者とする。</p>
<p>第 5 章 木津川上流管内河川レンジャ－推薦委員会</p> <p>(推薦委員会の役割)</p> <p>第 44 条 推薦委員会は、河川レンジャ－の任命に当たり、別途定める「木津川上流管内河川レンジャ－(試</p>	<p>字句の修正</p>

運営要領(案)改訂	運営要領(案)改定理由
<p>行)審査要領(案)」(以下、「審査要領(案)」という。)に基づき、公平中立な立場で河川レンジャーの希望者を審査し、決定した河川レンジャー候補者をレンジャー会議に推薦することを目的とする。</p>	<p>字句の修正</p>
<p>(推薦委員会の構成)</p> <p>第45条 推薦委員会は、委員及びオブザーバーをもって構成する。</p> <p>2 委員は次の各号の委員をもって構成する。</p> <p>(1)学識経験者及び見識者 若干名</p> <p>(2)三重県 伊賀建設事務所 副所長</p> <p>(3)独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所 副所長</p> <p>3 オブザーバーは次の各号のとおりとする。</p> <p>(1)伊賀市 建設部 次長</p> <p>(2)名張市 都市整備部 都市整備政策室長</p> <p>(3)国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長</p>	<p>字句の修正</p> <p>官職指定</p> <p>官職指定</p> <p>官職指定</p> <p>官職指定</p> <p>官職指定</p> <p>事務局の統一による改訂(削除)</p> <p>4 推薦委員会の運営のために推薦委員会事務局を置く。</p>
<p>(推薦委員会の組織)</p> <p>第46条 推薦委員会の委員の委嘱は、前条第2項各号の委員の構成に基づき、運營業務受託者が行うものとする。</p> <p>2 委員の任期は、委嘱された日から当該年度の3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>3 補欠のため又は増員によって委嘱する委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</p> <p>4 委員は、任期満了後においても、後任者が委嘱されるまでの期間は、その職務を継続する。</p> <p>5 推薦委員会に会務を総務する委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>6 推薦委員会に副委員長を置き、委員長の指名によりこれを定める。</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

運営要領(案)改訂	運営要領(案)改定理由
	<p>削除</p> <p>7 委員長は、会務を総務する。</p> <p>条数の変更</p> <p>8 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。</p> <p>9 前条第2項第1号を除く委員については、推薦委員会への代理出席を認めるものとする。</p> <p>10 推薦委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。</p>
<p>(推薦委員会の運営)</p> <p>第47条 推薦委員会は、原則として、年1回の開催とする。</p> <p>2 推薦委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。</p> <p>3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。</p> <p>4 前条第2項第1号を除く委員については、推薦委員会への代理出席を認めるものとする。</p> <p>5 推薦委員会は、審査のため参考となる意見を聴取する場を設置することができる。</p> <p>6 推薦委員会は、第36条に規定するプレゼンテーションに全委員を出席させなければならない。</p> <p>7 本運営要領(案)に定めるもののほか、推薦委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推薦委員会に諮って定める。</p>	<p>条数の変更</p> <p>条数の変更</p> <p>条数の変更</p> <p>項数繰下げによる改訂、字句の修正</p> <p>項数繰下げによる改訂、字句の修正</p> <p>項数繰下げによる改訂</p>
<p>(推薦委員会の情報公開及び守秘義務)</p> <p>第48条 推薦委員会は、非公開で行うものとする。ただし、審査要領(案)に基づき、河川レンジャー審査受審者のプライバシーを害する恐れのある情報を含まない審査結果の要旨を、木津川上流河川事務所ホームページ等で公開する。</p> <p>2 推薦委員会は、河川レンジャーの審査受審者に対し、審査結果を文書で通知する。</p> <p>3 委員、オブザーバー及び事務局は、推薦委員会に関する情報について、守秘義務を負うものとする。</p> <p>4 前条第3項に規定する意見を聴取する場の公開は、推薦委員会において決定する。</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

運営要領(案)改訂	運営要領(案)改定理由
<p>(推薦委員会にかかわる情報開示)</p> <p>第 49 条 推薦委員会の河川レンジャー審査に関する情報の開示を請求されたときは、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」に基づき、近畿地方整備局木津川上流河川事務所より開示する。</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>
<p>(推薦委員会の開催)</p> <p>第 50 条 推薦委員会の開催は、委員長が招集する。</p> <p>2 事務局は、原則として、推薦委員会を開催する日の 2 週間前までに、各委員に対し、開催日時及び開催場所を通知しなければならない。</p>	<p>事務局の統一による改訂</p>
	<p>事務局の統一による改訂(削除)</p> <p>第 54 条 推薦委員会事務局は、木津川上流河川事務所管理課並びに運営業務受託者とする。</p>
<p>第 6 章 雑則</p> <p>(運営要領(案)の改正)</p> <p>第 51 条 この運営要領(案)を改正するときは、懇談会からの提案を受けて事務所長が行う。</p>	
<p>附則</p> <p>1. この運営要領(案)は、平成 20 年 3 月 4 日から施行する。</p> <p>2. レンジャー会議発足までの間は、河川レンジャーの任命にかかわる事項について懇談会がその役割を担うこととする。</p> <p>改正 平成 20 年 9 月 5 日</p> <p>平成 21 年 7 月 8 日</p>	<p>字句の修正</p>

木津川上流管内河川レンジャー(試行)機構図

(開催予定 2回以上/年)

木津川上流管内河川レンジャー懇談会		
会員	学識経験者及び見識者 若干名	
	レンジャー会議座長	
	自治体等	三重県 伊賀建設事務所長
		独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所長
		伊賀市 建設部長
		名張市 建設部長
国交省	国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長	
オブザーバー	河川レンジャー	
	国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課長 伊賀上野出張所長 名張川出張所長	

●講座・プレゼンテーションの開催

●報告・提案
河川レンジャーの活動計画・活動状況、事業計画等

●提言
制度、方策、河川レンジャーのあり方、役割、事業計画等

(開催予定 1回/年)

木津川上流管内河川レンジャー推薦委員会	
委員	学識経験者及び見識者 若干名
	三重県 伊賀建設事務所 副所長
	独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所 副所長
オブザーバー	伊賀市 建設部 次長 名張市 都市整備部 都市整備政策室長 国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長

(開催予定 2回以上/年)

木津川上流管内河川レンジャー会議	
河川レンジャー 全員	
自治体等	三重県 伊賀建設事務所 事業推進室 流域課長
	独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所 管理課長
	伊賀市 建設部 道路河川課長
	名張市 都市整備部 都市整備政策室長
国交省	国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課長 伊賀上野出張所長 名張川出張所長

●河川レンジャー候補者の推薦

木津川上流管内河川レンジャー事務局

事務局	国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課 運営業務受託者
-----	---

平成20年度 第3回 木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会 議 事 要 旨

(開催要領)

開催日時：平成21年3月24日(火) 14:00～

開催場所：名張産業振興センター(アスパア) アスパアⅡ

(議事次第)

1. 開会の挨拶
2. 河川レンジャー活動報告について
3. 運営要領(案)の改訂について
4. 次年度事業計画について
5. その他
6. 閉会の挨拶

(議事内容)

1. 開会

事務局より配布資料の確認ならびに出席会員の紹介後、近畿地方整備局木津川上流河川事務所 橋本副所長(事務所長代理)から懇談会開催に際しての挨拶が行われた。

2. 河川レンジャー活動報告について

木本会長の議事進行のもと、レンジャー会議座長 西会員より昨年12月より実践された河川レンジャー活動の報告(資料-1)が行われた。

本議題に関しての会員の主な意見は以下のとおり。

- 活動初年度であるとともに短期間の中でよくこれだけの活動を実施していただいた。
また、催しに不向きな秋から冬にかけての時期であったが、非常に多彩な活動となっている。
- 2月に開催された「木津川の歴史と食文化学習」に見られるように、参加者が直接体験できる内容にすることで多くの参加が得られる。今後の活動計画の参考になったのではないか。
- 「木津川“いい川づくり”情報交換会」に参加をいただいた名張市の市民団体「ふしぎ・しぜん・ワンダーランド」では、子供たちが参加した活動について壁新聞を作成し報告するという活動を行っている。今後はこれらの市民団体の方々とも交流を深め、協働による活動を行う等の子供たちが川について自ら考える機会を作っていきたい。

○3月に開催された「木津川“いい川づくり”情報交換会」において、保育所の先生やPTA関係の方々に参加をいただいているが、これらの方々に興味を持っていただき、河川レンジャー活動を保育所や幼稚園、小学校の年間教育プログラムに組み込んでいただくことで、より多くの方の参加を得られるとともに、川への関心を持っていただく機会になると考えられる。

→ 近年の教育現場では「親や学校が子供を川に近づけない」という現状がある。安全を考慮した上で川へ親しんでいただくためにはどうすれば良いかを検討していくとともに、親や教師の方々にも理解をいただけるよう参加を促していきたい。

○活動に参加された方から、県や市、行政関係者の参加が少ないといったご意見をいただいている。勉強となることも多く今後は積極的に参加していきたい。

○三重県では滝川ダム等において小学校の年間教育プログラムに組み込んだ学習や出前講座も開催しており、安全面等について理解を得られれば河川レンジャー活動についてもプログラムに組み込むことは可能であると考えられる。今後も積極的にアプローチを続けていきたい。

○今年度は短期間での実施であったため、十分な広報が行えなかった。参加された方からも同様のご意見をいただいております、積極的な広報が必要であると考えている。

3. 運営要領(案)の改訂について

木本会長の議事進行のもと、事務局より運営事務局の統一ならびにレンジャー会議等の円滑な運営に係る事項について運営要領(案)の改定(資料-2)の説明が行われた。

本議題に関しての会員の主な意見は以下のとおりとし、それらを踏まえ事務局にて修正を行い、会長の承諾を得たうえで運営要領(案)を承認することとした。

○第8条の改定は、他の条文との整合を図り原文のとおりとするべきではないか。

→ 再度、全文について読点の付方等の整合を図り改訂する。

○第44条の「レンジャー会議での、非公開・・・」を「レンジャー会議の非公開・・・」に修正するべきではないか。

→ 第52条と併せて改訂する。

○第15条の年間活動計画(案)の作成にあたっては、河川レンジャーが事前に次年度の予算等について把握しておく必要があるのではないか。

→ レンジャー会議の委員は河川レンジャーと行政機関より組織されているため、同会議の中で必要な情報を提供していく。

4. 次年度事業計画について

木本会長の議事進行のもと、事務局より次年度の事業計画(資料-3)の説明が行われた。

本議題に関しての会員の主な意見は以下のとおりとし、それらを踏まえ事務局にてとりまとめを行い、各会員の確認後、会長の承諾を得たうえで運営要領(案)第23条に基づく懇談会

からの提言としてレンジャー会議等に報告することとした。

なお、3月18日に開催された第2回レンジャー会議において、西・廣岡両レンジャーが再任予定者として決定された旨について説明が行われた。

○冬場は川に直接触れる体験等の活動が実施し難いこともあり、できるだけ早い内から活動を実施していきたい。

○今年度実施した活動について、次年度も継続して実施したい活動はあるか。

→ 「木津川の歴史と食文化学習」「木津川“いい川づくり”情報交換会」については名張地区でも実施していきたい。また情報交換会については、規模を拡大して様々な方からの意見やニーズを収集していきたい。

○小学校等の年間教育プログラムは前年度3月初旬には決定すると考えられ、河川レンジャー活動を同プログラムに組み込んでいただくためには遅くとも2月までにはレンジャー会議を開催し、年間活動計画を決定すべきではないか。

また、実施スケジュール(案)において、河川レンジャーの活動開始が6月下旬からとなっているが、4月～6月に活動を実施できないことは大きな損失になると考えられる。

→ 運営要領(案)第15条において、河川レンジャーは年間活動計画(案)を活動年度の1月末までにレンジャー会議に提出することと規定しており、本来であればレンジャー会議を2月頃に開催し、4月より活動を開始できるものと考えているが、平成21年度は、予算の都合により活動の開始時期が遅れたとともに、新規河川レンジャーの活動期間を考慮した実施スケジュール(案)としている。

○将来的には、河川レンジャーが3月から活動を開始できるような仕組みづくりが必要ではないか。

→ 3月に設定しているレンジャー会議ならびに懇談会を12月としてはどうか。

→ 12月の開催とすると新規河川レンジャーの活動時期が短くなってしまうため現状では難しい。

→ 新規河川レンジャーの任期を翌年度の4月からとしてはどうか。

→ これらを踏まえ、将来的には早い時期からの活動実施が可能となるようなスケジュールを検討したいと考えているが、当面の間は、河川レンジャーの活動分野や広域的な配置を含めた充実を目的に、同制度の試行という位置づけで運営させていただきたい。

○河川レンジャーは住民意見の聴取やニーズの収集等を行うことを大きな役割としており、今年度の活動においてもアンケート等により参加者からのご意見をいただいているが、河川管理者はこれらの意見を真摯に受け止めて対応するとともに、ニュースレター等により住民の目に見える形でフィードバックしていただきたい。

○今年度は活動場所が伊賀地区に偏ってしまったが、新規河川レンジャーとも協力しながら、名張を含めて活動範囲を広げていかなければならない。また、現状では河川レンジャーの活動範囲は直轄の木津川上流管内(三重県内)に制約されており、今後、源流探検や水質調査等の活動を実施していくことも検討しているが、活動範囲の拡大についても検討していきたい。

→ 水質等の問題については、上下流を含めて考えていかなければならない。木津川を一体として考え、下流の淀川管内河川レンジャーとの協働による活動についても検討していただきたい。

5. その他

木本会長の議事進行のもと、当日参加していただいた一般の傍聴者より上記の各議事に関するご意見をいただいた。

一般の傍聴者からのご意見は以下のとおり。

○短い期間の中で、毎月の活動を実施されたことは二人の河川レンジャーの行動力があつてのことだと思う。

○3月の活動においてご出席をいただいているPTA関係の方々を通じた情報発信や、河川レンジャー活動の年間教育プログラムへの組み込みについて進めていただきたい。

○初めての参加者でも流れ等を把握できるよう会議開始前に出席会員の紹介ならびに先日のレンジャー会議の議事要旨等について資料の配布を行っていただきたい。

6. 閉会

木津川上流河川事務所 橋本副所長より閉会の挨拶が行われ、「平成20年度 第3回 木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会」を閉会した。

平成21年度 木津川上流管内河川レンジャー(試行)

事業計画

平成 21 年度 木津川上流管内河川レンジャー(試行) 事業計画

1. 平成 20 年度事業概要

平成 20 年度は、木津川上流管内で初めとなる河川レンジャーの誕生に向け、年度当初の公募開始をスタートに、河川レンジャーになるためのプロセスとして設定した二つの講座(「木津川上流発見講座」「河川レンジャー養成講座」)と「プレゼンテーション」の開催、木津川上流管内河川レンジャー(試行)推薦委員会及び同懇談会による河川レンジャー予定者の決定を経て、平成 20 年 10 月 1 日に木津川上流河川事務所長より 2 名の河川レンジャーが任命されました。

その後、同レンジャー会議による年間活動計画の決定を受け、平成 20 年 12 月より 2 名の河川レンジャーによるそれぞれの活動が実施されました。

またこの間、運営要領(案)の改訂や審査要領(案)の決定など、本事業の円滑な運営に向けた種々の整備も実施してまいりました。(別紙-1 参照)

2. 平成 21 年度事業計画

以上のように、本事業は平成 19 年度の木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会の発足以来、平成 20 年度には木津川上流管内で初めてとなる河川レンジャーが誕生し、昨年 12 月より河川レンジャーによる本格的な活動が実施されてきました。

平成 21 年度は、更なる事業の拡大と河川レンジャーによる試行活動の充実を図るため、別紙-2 の実施スケジュール(案)に基づく、新規河川レンジャーの増員や懇談会をはじめとする各種会議を開催します。

なお、具体的な事業の推進にあたり、今年度の運営ならびに河川レンジャーによる活動において生じた課題や問題点、参加者からの意見等を踏まえ、以下の 3 項目について検討を進めていきます。

①新規河川レンジャーについて

今年度任命された 2 名の河川レンジャーは、両名とも伊賀地区から選出されており、主に環境分野を中心とした活動を実践しております。地域住民と河川管理者との連携による河川整備の実現に向けて、より幅広い活動分野ならびに広域的な河川レンジャーの配置について計画します。

②本事業の地域への定着

平成 20 年度は、河川レンジャーによる本格的な活動実施の初年度であることや、昨年 12 月からの短期間での実施であったため、それぞれの活動について十分な広報活動が行えず、それほど多くの参加者を得られませんでした。「行政と住民との間に介在して、住民が河川に関心を持つような活動に取り組むとともに、住民意見の聴取や、ニーズの収集を行う」という河川レンジャーの目的を果たすために、自治体等との協働を含めた効果的な広報ツールの検討を行い、本事業の地域住民への定着を図ります。

③遊水スイスイ館の活用

現在、河川レンジャーによる活動場所として遊水スイスイ館を活用しておりますが、活動の計画時や、市民団体との意見交換、住民意見の聴取やニーズの収集等、日々の活動場所として当館を活用することにより河川レンジャーの機動力のアップと活動の充実が期待されます。そのため、遊水スイスイ館への事務局の設置等について検討を行います。

●平成 20 年度運営状況

年 月 日	運営内容	備考
平成 20 年 5 月 1 日	公募開始	
平成 20 年 7 月 13 日	「木津川上流発見講座」の開催	参加者 12 人
平成 20 年 8 月 2 日	「河川レンジャー養成講座」の開催	参加者 4 人
平成 20 年 8 月 4 日	「第 1 回木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会」の開催 ・運営要領(案)の改訂、審査要領(案)の決定 他	
平成 20 年 8 月 24 日	「養成特別講座」の開催	
平成 20 年 9 月 7 日	「プレゼンテーション」の開催	参加者 15 名
同日	「第 1 回木津川上流管内河川レンジャー(試行)推薦委員会」の開催 ・河川レンジャー候補者の決定 他	
平成 20 年 9 月 24 日	「第 2 回木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会」の開催 ・河川レンジャー予定者の決定 他	
平成 20 年 10 月 1 日	河川レンジャーの任命	
平成 20 年 11 月 26 日	「第 1 回木津川上流管内河川レンジャー(試行)会議」の開催 ・年間活動計画の決定 他	
平成 20 年 12 月 21 日	河川レンジャー活動(廣岡レンジャー) 「特定外来生物 ノートリア調査」の開催	参加者 11 名
平成 21 年 1 月 31 日	河川レンジャー活動(西レンジャー) 「名張川 水防学習と野鳥観察会」の開催	参加者 13 名
平成 21 年 2 月 22 日	河川レンジャー活動(合同開催) 「木津川の歴史と食文化学習」の開催	参加者 29 名
平成 21 年 3 月 14 日	河川レンジャー活動(合同開催) 「木津川 “いい川づくり” 情報交換会」の開催	参加者 15 名
平成 21 年 3 月 18 日	「第 2 回木津川上流管内河川レンジャー(試行)会議」の開催 ・河川レンジャー活動報告、河川レンジャーの審議、 次年度事業計画の決定 他	
平成 21 年 3 月 24 日	「第 3 回木津川上流管内河川レンジャー(試行)懇談会」の開催 ・河川レンジャー活動報告、運営要領(案)の改訂、次年度事業計画 他	

年月	時期	運営内容	現河川レンジャー	新規河川レンジャー	
平成21年	3月	平成20年度 第2回 レンジャー会議 ●活動報告 ●河川レンジャーの審議 ●次年度事業計画の決定等 平成20年度 第3回 懇談会 ●活動報告 ●運営要領(案)の改訂 ●次年度事業計画等			
	4月				
	5月				
	6月	中旬		年間活動計画(案)の作成	
	7月	中旬	第1回 レンジャー会議 ●年間活動計画の決定等 第1回 懇談会 ●公募要領、審査要領の決定等	活動の実施(H21.7~)	
		下旬			
	8月	下旬	木津川上流発見講座		
		初旬	河川レンジャー養成講座		
	9月	下旬	プレゼンテーション 第1回 推薦委員会 ●河川レンジャー候補者の決定		
		中旬	第2回 レンジャー会議 ●河川レンジャー予定者の決定		
	10月	下旬	河川レンジャーの任命(事務所長)		年間活動計画(案)の作成
		中旬	第3回 レンジャー会議 ●年間活動計画の決定等	中間報告	活動の実施(H21.11~)
12月	初旬				
平成22年	1月				
	2月				
	3月	初旬	第4回 レンジャー会議 ●活動報告 ●河川レンジャーの審議 ●次年度事業計画の決定等	活動結果とりまとめ	活動結果とりまとめ
中旬		第2回 懇談会 ●活動報告 ●次年度事業計画等			